

## 第29回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和3年2月2日(火) 午後1時30分～午後4時00分			
開催場所	新潟市役所 本館6階 議会第1委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	西村 伸也	出		
会長職務代行	岡崎 篤行		欠	
	橋本 学	出		
	増子 和美	出		
	伊藤 明世		欠	
	中川 雅博	出		
	中村 昌子	出		
	久保 有朋	出		議事録署名
	石田 博道	出		
	渡部 幸之助	出		
	清野 奈桜美	出		
	佐藤 善成	出		
	荒川 義克	出		
	早福 弘	出		議事録署名
	前田 善久	出		
	和田 大		欠	

(司 会)

ただいまから、第 29 回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多用なところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐の草間と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは最初に、会議に先立ちまして、都市政策部長の柳田よりごあいさつを申し上げます。

(柳田都市政策部長)

都市政策部長の柳田でございます。

本日は、お忙しい中、またお足元の悪い中、新潟市景観審議会にご出席をたまりまして、まことにありがとうございます。

本日は、景観重要建造物の指定というものが一つ。もう一つ、新潟都心の景観についての二つについてご意見をお伺いしたいということで考えております。景観重要建造物の指定につきましては、昨年の 11 月に新潟市景観計画の特別区域に指定させていただきました、旧小澤家住宅周辺地区内でございます、旧片桐家住宅の指定についてご意見を頂きたい、ご審議いただきたいと考えております。

また、新潟都心につきましては、新潟駅周辺整備や(仮称)バスタ新潟、また都市再生緊急整備地域の指定に向けた取組みなど、さまざまな取組みが動き始めておりまして、景観分野におきましても、都心にふさわしい景観形成に取り組んでいきたいと考えております。

本日は都心のうち、一部のエリアの景観形成の方向性について、皆様からご意見を頂きたいと考えております。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

また、事務局から説明があると思いますが、本来であれば議事の順に進むべきところですが、先に議事(2)、(3)の説明から入らせていただきまして、委員の皆さんが整いましたら、振り返って、議事(1)に戻るような流れの中で進めさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

(司 会)

次に、景観審議会委員のご紹介をさせていただきます。今回、改選後、初の審議会となりますので、私から順番にお名前を読み上げますので、一言ずつごあいさつをお願いしたいと思います。

新潟大学教育学部准教授の橋本学様。

(橋本委員)

橋本です。よろしくお願いたします。大学では、主にデザインを指導しています。あと、景観アドバイザーという役職も頂いて、今、この会にもいるのかなと思っていますが、よろし

くお願いいたします。

(司 会)

ユニバーサルカラープランナー協会の増子和美様。

(増子委員)

増子和美です。色彩の講師を、いろいろなところでしています。今回も色彩のほうでいろいろな発言をできたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

弁護士の中川雅博様です。

(中川委員)

弁護士の中川雅博です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

新潟市消費者協会新潟支部理事の中村昌子様です。

(中村委員)

昨年までの薄田に代わって、新潟市消費者協会から中村昌子というものが参りました。よろしくお願いいたします。

(司 会)

公募委員の久保有朋様です。

(久保委員)

今回、初めて参加させていただきました。久保と申します。古町花街の街並み保全などを中心に、この新潟市の街並み保存の活動をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく公募委員の石田博道様です。

(石田委員)

初めまして、石田と申します。私は、新潟でフリーでデザインの仕事をしております、グラフィックデザインになるのですけれども。特に景観に関しての長けた知識など、そういうものがあるわけではないのですけれども、ちょっと思い入れがあるまちでして、一市民としていろいろと発言させていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

(司 会)

一般社団法人新潟市建設協業協会評議員の渡部幸之助様です。

(渡部委員)

渡部です。引き続きよろしくお願ひいたします。

(司 会)

公益社団法人新潟県建築士会新潟支部の清野奈桜美様です。

(清野委員)

建築士会よりまいりました清野奈桜美と申します。主に住宅の設計に携わっております。初めて参加なのでよろしくお願いいたします。

(司 会)

新潟県広告美術業協同組合新潟支部副支部長の佐藤善成様です。

(佐藤委員)

初めまして。新潟県広告美術業協同組合からまいりました佐藤と申します。前任の池田から引き継ぎまして、本日初めて参加させていただきます。景観維持ということで、目指す方向と、我々の業種・業態というのは、相反するようなところがございますが、コンプライアンスに準じまして一生懸命考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(司 会)

一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の荒川義克様です。

(荒川委員)

初めて参加させていただきます。新潟市造園建設業協会の荒川と申します。緑に関して、また緑化に関して、何かご意見ができたらと思います。よろしくお願いいたします。

(司 会)

一般社団法人新潟県商工会議所連合会専務理事の早福弘様です。

(早福委員)

新潟県商工会議所連合会の専務理事を務めております早福と申します。今日は、県の連合会の立場で委員に就任させていただいておりますけれども、私は継続ということになります。関係団体の意見を代表するものということなのですが、意見をまとめて言うほどの知見がありませんので、いろいろとお聞きした、さまざまな事柄について、自分なりの意見を言わせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司 会)

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調査官の前田善久様です。

(前田委員)

すみません、北陸地方整備局都市調査官の前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、去年の4月に着任いたしまして、そして委員になりまして、また今年も引き続きよろしくお願いいたしますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

なお、開志専門職大学事業創造学部教授の西村伸也様は、ただいま向かっているという連絡が入っております。また、新潟大学工学部教授の岡崎篤行様、NPO法人まちづくり学校の伊藤明世様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の和田大様におかれましては、本日ご欠席であることをご報告いたします。

続きまして、事務局より自己紹介をさせていただきます。

まちづくり推進課長の武石です。

(武石まちづくり推進課長)

まちづくり推進課の武石でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく係長の堀之内です。

(堀之内まちづくり推進課係長)

堀之内でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

同じく主査の加藤です。

(加藤まちづくり推進課主査)

加藤でございます。よろしくお願いいたします。

(司 会)

どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、議事(2)景観重要建造物の指定について。議事(3)新潟都心の良好な景観形成について。参考資料として、新潟市景観計画、景観条例の冊子。もう一つ参考資料として、新潟市景観審議会規則も配付しております。不足等はございませんでしょうか。

次に、会議の進め方についてご説明いたします。

本会議は議事録作成のため録音しております。ご発言の際は、係のものがマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

なお、本会議は公開することになっております。作成した議事録は、市ホームページなどに掲載させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本来であれば、議事の(1)会長及び会長職務代行者の選出について、となるべきですが、若干まだみえていない委員もいらっしゃいますので、不規則ではございますが、議事(2)以降の説明から、先にさせていただきたいと考えております。

それでは、事務局からご説明をさせていただきます。

(事務局)

まちづくり推進課の武石でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば議題(1)に入ってから順次説明をさせていただくところでございますけれども、委員の遅れている方がいるということで、一旦、今回の議事(2)の我々の説明内容について、皆様にご説明させていただければと思います。

今、スクリーンが出なくて大変申し訳ないのですが、お手持ちの資料で説明をさせていただければと思います。

それでは、最初1ページに出ております、こちらが旧片桐家住宅になります。景観重要建造物の指定について、ということで説明させていただきます。

2ページ、こちら表紙になりますが、第16期の景観審議会の初めての会議ということになりますので、本題に入る前に、本市の景観施策について、説明をさせていただければと思います。3ページをご覧ください。本市の景観施策の概要でございます。本市の景観施策は、景観法に基づきますものと、屋外広告物法に基づくもの、法に基づかない独自の制度の三つに大きく分類されております。

本市では、景観法に基づく景観計画と景観条例を定めております。併せて屋外広告物法に基づく屋外広告物条例を定めております。市独自の取組みといたしましては、有識者の方からご意見をいただきます景観アドバイザー制度などを設けさせていただいております。

それぞれの施策の概要について説明いたします。

まず、景観法に基づく景観計画と景観条例の取組みについてでございます。景観計画では、市全域を景観計画区域と設定いたしまして、良好な景観形成に向けた方針や景観形成基準を定めております。景観計画区域のうち、地域特性に応じた景観形成の方針や、景観形成基準を定める区域を特別区域といたしまして、現在4地区を指定しており、また、特別区域以外の市全域を一般区域としております。本市では、景観条例に基づきまして、景観形成、景観計画区域内で一定の建設行為を行う場合などは、市へ届出が必要となっております、必要に応じまして景観アドバイザーのご意見をお聞きしながら、景観形成基準へ適用するよう、申請者へ指導を行っております。

また、景観重要建造物の指定についてですが、地域の景観形成上重要な建造物を、所有者の意見を聞いて景観重要建造物に指定しておりまして、現在3件指定しております。本日は、この景観重要建造物につきましてご意見を伺いたいと思っております。

次になります。屋外広告物法に基づく屋外広告物条例の取組みについてでございます。条例では、広告物を原則設置できない禁止区域と、許可を受けて広告物を設置できる許可区域の二

つの区域を設定しています。また、市内で広告物を設置する場合は、原則として許可が必要となっております。広告物には、その種類ごとに大きさや設置位置、個数などの規格を定めまして、景観計画の特別区域では、別途規格を定めることができることとなっております。

また、一定の規模以上の広告物につきましては、許可申請の前に、景観について協議を行いまして、必要に応じまして、景観アドバイザーのご意見を聞いたうえで申請者へ指導しているところです。また、地域に応じた屋外広告物の規格を定めまして、広告物活用地区が1地区、万代シティになります。広告物協定地区、これが鳥屋野潟湖南地区と信濃川右岸地区、この2地区がございます。

続きまして、市の独自の制度についてです。本市では、建築、色彩、造園、広告物の有識者から構成されます景観アドバイザー制度を設けておりまして、景観法に基づく届出や屋外広告物の景観協議などについて助言をいただいております。

以上が、本市の景観施策の概要となります。続きまして、景観重要建造物の指定につきまして説明させていただきます。

まずは、景観重要建造物の制度について説明いたします。制度制定の背景についてです。良好な景観が形成されている地域では、その地域のシンボルとなる建造物が存在している場合があります。しかし、そのような建造物が解体されてしまいますと、良好な景観が損なわれる恐れがあります。景観重要建造物の指定制度は、このような背景のもと、建造物を指定し、保全を図るために、景観法で定められているものです。また、景観重要建造物の指定に対する支援措置といたしまして、相続税について評価額の控除が受けられることとなっております。

次に景観重要建造物の制度は、景観法19条に定められております。景観計画の区域内の良好な景観形成に重要であると認められる建造物に対して指定することができるものと定められております。

次になります。景観重要建造物は、令和元年度末時点で、全国で659件が指定されています。本市では平成28年に中央区の旧齋藤家別邸周辺に立地します行形亭表門・塀、行形亭土蔵、北方文化博物館新潟分館土蔵の3件を指定しています。こちらの写真です。

次に、景観重要建造物の指定を受けますと、優れた外観を保全するため、増築、改築、移転、除却や外観の変更を行う際に、市長の許可が必要となります。なお、通常の管理行為や緊急時に行う行為は許可は不要となります。

また、この許可を受けずに増築や改築、色彩の変更など現状の変更をした場合や、許可に付された条件に違反した場合は、市長は現状の回復などの措置を命ずることができるとされております。

次になります。景観重要建造物の指定を受けた場合、その所有者や管理者は景観重要建造物

の良好な外観が保全されるよう適切に管理する義務が生じます。

次になります。この管理が適切でないことにより景観重要建造物が滅失、毀損するおそれがある場合や、管理が適切に行われていない場合、市長は所有者や管理者に対して、必要な措置を命令、または勧告することができるかとされております。

次に、景観重要建造物の指定方針と指定基準について説明いたします。

指定の方針は、平成 19 年 4 月の景観計画策定時に既に定めておまして、公共の場所から望見することができる地域の景観形成上重要と認められるもので、その所有者と協議して指定するものとしております。また、歴史的または文化的、シンボリックな特徴を有する建造物であるということで指定するものです。

指定の基準は、国土交通省令で定められておまして、地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであること。また、公共の場から公衆によって容易に望見されるものであること、となっておまして、このようなものに該当する場合、景観重要建造物として指定することとなります。

次になります。どのような優先度で指定の作業を進めていくのか、平成 26 年の第 24 回景観審議会でお示しした考え方を説明いたします。

次のページです。まず、一つ目の観点は優れた外観の保全でございます。近年建設された建物は、解体、撤去は当分の間ないものと想定されます。また、歴史的建造物は老朽化や後継者の不在による解体撤去が予想されますので、景観重要建造物の指定を優先させるべきであると考えております。

また、二つ目になります。その建物を所有される方の保存という意思が重要であると考えております。例えば、登録有形文化財建造物につきましては、所有者自ら建造物の登録を申請するものでありまして、所有者の保存の意思が示されるものを優先的に景観重要建造物に指定していきたいと考えております。

次、三つ目になります。その建物を活かしましたより質の高い景観の形成や、地域のまちづくりへの貢献を促していくことが重要であると考えております。

以上のようなことから、湊町新潟を象徴する伝統的な景観を有する地域に存在する歴史的な建造物につきまして、優先的に指定の協議を行っていきたいと考えているところでございます。

それでは、今回指定を検討している建造物とその範囲について説明いたします。

本日、皆様にご意見を伺いたい指定の候補といたしまして、昨年 11 月に景観計画の特別区域ということで指定をいたしました旧小澤家住宅周辺地区に位置します旧片桐家住宅を指定したいと考えております。

片桐家は、江戸時代は網元として、明治時代以降には、当時新潟で唯一の鮮魚問屋として、また、北洋漁業家としても栄えた家でございます。主屋と土蔵は国の文化審議会におきまして、登録有形文化財とするよう答申をされているところでございます。

次になります。こちらは旧片桐家住宅の航空写真でございます。黄色の点線、大外枠になりますが、これが敷地の範囲でございます。赤色の点線が指定の範囲の案でございます。また、青色の部分は、参考といたしまして、登録有形文化財として答申された建物の範囲を示したものでございます。現在、主屋の部分はお食事処と喫茶スペースを併設しました飲食店として利用されておりまして、土蔵及び土蔵の北側部分は住居として利用されております。

次のページになります。土蔵を南側から撮影した写真です。土蔵は、明治時代初期の建築といわれておりまして、2階の外壁部分を漆喰塗り、一部下見板張りで、歴史的な外観となっております。外観の1階部分は蔵の前室である蔵前となっております。近年改修しておりますが、格子など歴史的な意匠が施されています。赤い点線の土蔵及び蔵前と呼ばれる部分を景観重要建造物としていきたいと考えております。

次になります。こちらは、南側から主屋を撮影した写真でございます。主屋は、明治35年に建築されています。屋根の形状が、写真右側は寄棟造、左側は切妻造となっております。主な外壁は、堅羽目板張りで、歴史的な外観となっております。真ん中や右側にお食事処魚や片桐寅吉の入口がございます。赤い点線の主屋全体を指定したいと考えております。

次のページになります。こちらは主屋を東側の上大川前通りから撮影したものでございます。東面も南面と同様に主な外壁は堅羽目板張りで、歴史的な外観となっております。この地区周辺の歴史的建造物は、旧小澤家住宅に代表されるように、通りに対して2階建てとするものが主流ですが、旧片桐家住宅は平屋建てであることが珍しく、特徴であるといえます。真ん中の入口が喫茶スペース港茶屋の入口となっております。

次のページになります。29ページになります。東側の道路に沿って建っている塀の写真でございます。こちらは指定しないことと考えております。

最後に、景観重要建造物指定に向けた今後の流れについて説明いたします。最後のページになります。今後、指定候補の建造物所有者と具体的な指定の範囲などの協議を行いまして、その協議が整った後に改めて皆様にご意見を頂戴したいと考えております。その後、景観重要建造物の指定、公告となります。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

(司 会)

ただいま、便宜上、議事(2)の説明を先にさせていただきましたが、出席予定の全委員がおそろいですので、ここで議事(1)に戻りたいと思います。

まず、最初に本日撮影を希望する報道機関の方がいらっしゃいますが、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。よろしいということですので、許可をさせていただきます。

本日の審議会は16名の委員のうち13名の方々が出席でございます。景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席しておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事(1)審議会会長および会長職務代行者の選出に移りたいと思います。

新潟市景観審議会規則第4条第1項の規定に基づき、会長については、委員の互選により定めるということとなっておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

それでは、誰かご推薦の方がいらっしゃる方はご発言をお願いしたいと思います。

(橋本委員)

前期に引き続き学識経験豊かな西村先生をお願いしたいのですが、どうでしょうか。

(司 会)

皆様、ただいま西村委員を会長にという意見がありましたがいかがでございましょうか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしということですので、西村委員に会長をお願いしたいと思います。それでは、西村委員につきましては、会長席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(西村会長)

西村でございます。ご指名いただきまして、私は精一杯頑張るつもりでありますけれども、また皆様お気づきの点があったらお聞かせください。

新潟市の景観については、私は日本海側でやはり優れた景観を持った美しい都市になってほしいと常々思っています。このころ、金沢や富山が多く観光客を呼んで、それぞれが誇れるまちになっていて、新潟市が持っているキャパシティはそれを凌駕するものだと思っています。そういうことを、私は前提に、新潟市が一つ一つ景観を作り込んで、特徴あるいろいろな顔を見せてくれることが大事なんだろうなと思いつつ、いつも新潟市を見えています。

皆さんとそういう点から、私は議論をさせていただきたいと思っていますので、今後ともよろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、ここで事務局と会長で進行の打ち合わせを行いたいため、1分程度の休憩をさせていただきたいと思います。

(西村会長)

それではよろしく申し上げます。皆様のご協力を頂いて議事を進めていきますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、新潟市景観審議会規則第4条第3項によって、第16期の景観審議会における会長職務代行者を指名させていただきます。今日はご欠席ですが、会長職務代行者には岡崎委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、新潟市景観審議会運営規定第3条により、議事録署名委員を決めさせていただきます。議事録署名委員には、事務局が作成する議事録の内容を確認して、ご署名をいただくことが一つございます。議事録署名委員には、久保委員と早福委員の2名でお願いしたいと思ひますが、それぞれよろしいでしょうか。ありがとうございます。

議事(2)の説明が終わったので、まず議事(2)についてのご意見をいただくことから始めたいと思ひます。何かご意見いただけないでしょうか。

(久保委員)

小澤家の特別区域について、景観重要建造物、片桐家ということは、私も大変よろしいかと思ひますのですけれども、同じこのエリアの中に、登録文化財に登録されている高須家住宅もあるかと思ひますが、今回、景観重要建造物で、そちらのほうは指定せずに、片桐家のみというところについては、どういった経緯があつて選ばれたのかというところと、今後追加で指定するような予定があるのかどうか、分かる範囲でお願いいたします。

(事務局)

今回、旧片桐家ということで、こちら、所有者の方から申し出がございまして、市としても、本人の意思があるということがまず重要と考えておりますので、まずこちらのほうを今回考えております。高須家住宅につきましては、今後、また所有者と協議していくという形になると思ひますが、先ほど述べたとおり、いろいろの制限がかかってくるという部分がありますので、高須家さんだと、いろいろ宿泊等をされているという条件もありますので、その辺また、お話をさせていただきながら検討させていただければと考えております。

(西村会長)

二つの住宅の位置は示すことはできますか。

(事務局)

スクリーンをご覧いただきたいのですが、今回の旧片桐家住宅がこちら、下のほうで、今話題になりました高須家住宅というのは、古い建物で区域内にございまして、位置としては、だいたいこのエリアの北側ですね。北側から3軒目ほどだったと思ひますので、この辺りに同じく登録有形文化財に登録されています。規模としては旧片桐家住宅と比較すると小さい建

物になります。

(西村会長)

そこには、そういう住宅も優良な資産だから、今後の視野に入れておきなさいというご意見を含めたということですね。

(久保委員)

そうですね。当然、所有者の方のご意思があるかと思いますが、候補としては、次にくるものはそれなのではないかという意見です。

(西村会長)

今の事務局のご返答でよろしいですか。

(久保委員)

はい、ありがとうございました。

(西村会長)

ほかにありますか。

(清野委員)

清野です。塀は指定しないということですが、これは、その理由を教えてくださいませんか。

(事務局)

塀につきましては、29ページにございますけれども、ブロック塀が、実は裏にありまして、その上を板張りしたような形になっておりますので、建造物自体が歴史的なものではないということで判断させていただいております。道路側から板を張っている状況で、後がブロック塀ということで、最近作られた、近年作られたものということで、指定には入れていないということでございます。

(橋本委員)

立派な建造物が指定されていくのはいいのですが、電柱の埋設計画は、何か情報ないでしょうか。この写真にも写っていますが、こういう電柱が埋まってもらえると、すごく景観も豊かに見えるのですが。新潟市はどのようにお考えなのか。情報がもしありましたら教えてください。

(事務局)

無電柱化、全国的に今、いわれているところでございますが、ここだけではなくていろいろなところで無電柱化ということでお話があるかと思えます。最大の問題は、やはりこの電柱を管理されているところが、いわゆる地下から引き込むというところで、あと所有者に関しても費用がかかるという部分がありますので、非常に事業費がかかってくるというところで、すぐ

に取りかかっているかどうかというのは難しいのかなということでは聞いております。まずは、災害対応ということで、例えば緊急輸送路や避難路とか、そういったところの電柱を無電柱化していくことを優先していくということでは聞いております。そんなところでよろしいでしょうか。

(早福委員)

庭のところのご質問が出ていますが、法律の解釈の問題だと思うのですが、先ほど、塀は裏がブロックで表面を覆っただけなので、庭は指定から除外すると。建造物ということになると、庭自体は、そもそも建造物というところから外れて、塀だけが建造物になるので、庭に生えている草木といいますか、そういったのはどういう庭が造られていようとも、それは今回の指定の対象にならないという解釈でよろしいのですか。

(西村会長)

建造物の範囲ですね。

(事務局)

今、庭園も含めてというのは、制度的に可能なのかというご質問かと思えますけれども、景観法上は、景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成している部分も含むことができると書いてありまして、庭園も含めて建造物の一部として指定するというのは、制度的には可能になっております。また、規制の対象にもなりますので、所有者の方と協議しながら、その範囲に含めるかどうかということになってくるかと思えます。

(西村会長)

何か、庭に対してご意見ありますか。

(早福委員)

やはり、このくらいの規模の住宅、図面を見ても、かなり建物の敷地自体も広いし、この家で庭の占める割合がだいたい6割くらい、6:4で、庭のほうが広いことになるのでしょうか。私も、建物のほうは入って拝見しているのですが、実は庭が素晴らしいのだと言われていて、残念ながら、そのときは夜だから分からなかったのです。ただ、そういうふうに言う方が多いということは、所有者の方と折り合いをつけて、一体として、京都でもどこでもそうですし、旧齋藤家別邸もそうですけど、庭とセットでと言われたとき、ストーンと落ちる部分があった。

願わくはですけど、これは所有者のご意向や、市のお考えもあるのでしょうか、そういう方向で進めていただければ何よりだなと、そういうふうには思っただけです。

(事務局)

先ほどお話ししましたとおり、所有者さんの意向がありますので、どうしても管理してい

なければいけない。単純に木を切るにしてもまた届出がいるとか、植え替えることにしてもいろいろな手続きが出てくるということで、大変お手間もかかるということもありますので、やはりそこは所有者の方とよく確認させていただきたいというところと、基本的には、公共の場から見える場所という部分がありますので、塀で見えないという部分がありますので、その辺、どうとらえるか、また今後内部で検討させていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

(増子委員)

カラプランナーの増子です。先ほど電柱のお話があったのですけれども、せめて電柱にかかっている広告というのは、こういった場所で控えるとか、そういったことは難しいものなのでしょうか。

(西村会長)

電柱が見える写真を出していただけますか。その電柱の上についている袖看板みたいなやつとか、巻看板。

(増子委員)

そうですね、ここで見るとなんか内科医院のような感じで書かれているのですけれども、こういった電柱を、私もやはり新潟市の地盤とかを考えると、電柱を地下にという動きは、非常に進めていただきたいなとは思いますが、いろいろな問題があるのだなとは思いますが、せめてこういった歴史的建造物のまわりとか、そういったところの電柱にある看板、こういったものを控えるようなことは難しいものなのかなということをお聞きしたいと思っております。

(事務局)

電柱の、ここについているような内科医院の広告なのですけれども、昨年、皆様にご審議いただきまして、景観計画特別区域に指定させていただいたのですけれども、その基準の中で、お手元の資料の景観計画の19ページに記載がございますが、こういった看板、巻付広告と新潟市では広告の条例で言っていますが、こちらの巻付広告につきましては、今後設置しないことという形になっています。今ついているものをすぐ撤去というのは、できないのですけれども、今後、傷みが進んで取り外さなければいけないといったときには、今後新規では付けられないという制度に昨年の11月からそういう形に変わってはいます。

(増子委員)

朽ちるまでという感じなのだなと思うのですが。そういった方向であれば仕方がないと。

(西村会長)

でも、電柱はすぐには地中化できないことを考えると、看板を、地域の人たちと協議しなが

ら少しずつ変えていくというのは、あり得る方向ですね。

(増子委員)

そうですね、電柱はあれなのですけれども、広告は、せめて何とか、という動きがあるといいなという思いはします。

(西村会長)

今、この景観計画だとこういうふうになっているけど、既存のものはなかなか手が出ないということでしょうけど、何か先にわたって、少しそういうことを考えるような動きを、市役所でも検討していただきたいというのが、増子委員のご意見ですね。

(増子委員)

はい。

(事務局)

なかなか、既存というところがあるので、正直なところ、契約上の話とかもありますので、そこについては、はっきりとは言えないのですが、どんな方向があるか、また内部のほうで検討させていただければと思いますし、また、地域の方からそういう声が上がって行って、広告主がそこにご理解いただくような、そこから攻めるしかないのかなという感じがしておりますので、そんなところで進めさせていただければと思います。

(佐藤委員)

今、電柱広告の話があったので、一応、専門家的な見解を申しますと、電柱は東北電力が管理されていまして、その紐付きの業者が一手にやっています、我々民間のサイン業者が勝手につけたりとか勝手に色を変えたりとかはできない。既得権というか、そういう仕組みになっています。ただ、この上大川前通 12 番町、この通り全体がそういう特別区域に指定されましたということであれば、せめて色合いを落ち着いた色合いに合わせてくださいねとか、そういった助言というか、協力要請はできるかなと思います。

この消火栓なども、赤じゃなければ本当に分からないかといえば、消火栓と書いてあれば、落ち着いた色でも、そこは景観指定の区域なので一体で協力しあいましょうという流れのほうで、今後いいのかなと。今、この建物単体だけで指定ということになると、それがどうしても難しくなる。周りを巻き込んでということが難しくなってしまうかなと、そういうふうに少し思います。

(西村会長)

ご意見として承っておくことにします。1 個 1 個の看板が 1 個 1 個の個別の業者ではないから、交渉が比較的可能なのではないかというご意見だったのだと思いますけれど。

(佐藤委員)

私は、その通りを、全部を何か法的な効力ではないですけど、全体で協力していきましようという働きかけをすれば、この電柱の広告を撤去しなさいというと、どうしても年間契約でお金を払っているのにという既得権の話になってくるので、その交換費用だけは何かしらしますし、例えばグラフィックデザインのポイントは落ち着いた色ならという多様な提案を持ちかけて、一役かっただけというか、協力を仰ぐというような働きかけはできるのではないかなと。

(西村会長)

いいご提案ですね。事務局いかがですか。

(事務局)

広告の組合ともご相談させていただいた中で、どんな手法があるかも含めて調整させていただきたいと思います。すぐにぱっと変わるのなかなかむずかしいのかなと、我々思っていますので、どういう形で、色合いとかで調整ができるのかも含めて、検討させていただければということをお願いできればと思います。ありがとうございます。

(西村会長)

景観は、一步一步、本当に着実に一つ一つなので、ここで少しずつでも進められたらいいなと思っています。ありがとうございます。

ほかにご意見ありますか。

(石田委員)

今、佐藤さんのお話を聞かせていただいて、非常に参考になった部分がありまして、私が少し軽い提案なのですけれども、例えば、広告を今後、このように景観に沿ってというようにしていくに当たって、実際に広告を扱う方たちというのは、私たちデザイナーであったり、看板屋だったり、いろいろな方たちが、そういう知識を持っていくことが、景観に対してそのように調和できる広告を作っていけるような意識を持つことが、たぶん大事ではないかと思っております、それに当たって、今、奈良のほうで「なら景観調和広告賞」というものがありまして、それは要するにみんなが奈良のまちの景観をよくするために、デザイナーさんたちに広告のコンテストをして、そういう意識を高めていくというか、そのように評価してもらえれば、きっと広告のあり方というものが、先ほど、佐藤さんがおっしゃっていただいたように、例えば、これは赤じゃなければだめだという概念だったり、そういう部分から見直すきっかけというのが楽しくできるのかと、奈良の企画で、確かにそうだなと思ひまして、新潟だったら、新潟アートディレクターズクラブだったりいろいろな方たちのご意見だったり、そういう企画なども絡めていけるとおもしろいのではないかと個人的に思った次第です。

(西村会長)

規制と逆の方向で、少しプロモートしながら作る人たちをほめながら、何か進めていけるやり方があるということですね。

(石田委員)

そうです。

(事務局)

ありがとうございます。コンクールのなところかと思いますが、実は新潟県と新潟市も入っていたかと思うのですけれども、たぶん佐藤委員がお詳しいのかと思うのですけれども、平成の一けた台の時代ですとか、約10年くらいにわたって広告のコンクールみたいな取組みを継続してやっていた。一旦今は終わっているのですけれども、何らかの目的があって、それを達成できたといいますか、一旦区切りをつけたというところかと思いますが、またどういう目的を持ってやっていくのかというところを整理して、どういうやり方がいいのかですとか、やることも含めて、考えていくことになるのかと思います。

(石田委員)

参考になりました。ありがとうございます。

(西村会長)

ほかにごありますか。

それでは、今、たくさんいろいろなご意見があって、有益な議論ができたと思いますけれども、ご意見を受けて進めていただくということでいいですか。赤い範囲は、ここで委員の方もこれで合意されているということで、審議会としてもこの方向で進めていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

議事(3)新潟都心の良好な景観形成についての①榎谷小路地区についてです。説明をお願いします。

(事務局)

議事(3)の①の榎谷小路地区につきまして、説明させていただきます。スクリーンと配付資料は同じ内容となっておりますので、見やすいほうでご覧いただければと思います。

まず、取組みに至る背景について説明させていただきます。本市では平成30年度に、拠点性の向上に向けまして、新潟都心の都市デザインを策定したところでございます。都市デザインでは、都心を新潟駅周辺から古町までの都心軸、弁天ルートと花園ルートからなる副軸、信濃川や万代島地区などの水辺ゾーン、古町地区などの旧市街・開花ゾーンの五つのゾーンに分

けまして、それぞれのまちづくりの方向性を定めたところでございます。現在、新潟駅から古町までの都心では、新潟駅周辺整備や（仮称）バスタ新潟の整備、都市再生緊急整備地域の指定に向けた取組み、民間の再開発など、さまざまなプロジェクトが進行しているところでございます。新潟駅から古町までの距離が約2キロメートルであることから、これからの都心におけるさまざまな取組みの総称を「にいがた2km（キロ）」とネーミングし、ロゴなども活用しながら、市民や事業者の皆様などに期待感を感じてもらえるよう、発信に取り組んでいるところでございます。

また、新潟都心の都市デザインを踏まえまして、エリアごとの将来ビジョンの策定に取り組んでいます。水辺ゾーンでは平成31年に万代島地区将来ビジョンを、古町地区では令和2年に古町地区将来ビジョンを策定いたしました。いずれも策定にあたりまして、関係する事業者、有識者、関係行政機関などとともに検討し作成したものでございます。

また、今後、新潟駅・万代地区周辺におきましても将来ビジョンの作成に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

新潟都心の都市デザインで示すゾーンごとの目標像のうち景観分野で関連のある内容を整理させていただきました。新潟駅から古町までの都心軸は、日本海拠点都市の風格を感じる景観の形成。都心軸に平行な副軸の弁天ゾーンは、開放的な賑わいを感じる。花園ゾーンは、何かが作りだされる雰囲気を感じる。信濃川沿いや万代島の水辺ゾーンは、開放感や萬代橋を活かした景観形成。古町などの旧市街・開花ゾーンは、みなとまち新潟の歴史・文化的な街並みの保全となっております。これらの目標像の実現に向けまして、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

まず、景観分野の基礎的な事項の景観規制の現状について確認させていただきたいと思いません。現在、本市では、地域特性に応じた景観基準などを定める景観計画特別区域を図の①から④の4地区を指定しております。この4地区以外の区域は、景観計画の一般区域となっておりまして、東大通や榎谷小路などは、郊外の田園部などと同じ景観基準となっております。さらに屋外広告物は、③と④の特別区域を除きまして、全市同じ基準となっております。

また、特別区域のうち、②の信濃川沿岸の地域につきましては、本審議会におきまして、平成21年から景観規制の見直しの議論を行っているところでございます。

そこで、景観分野の取組みといたしまして、新潟都心の都市デザインに掲げる目標像を実現するために景観のルール作りに順次取り組んでいきたいと考えております。

取組みといたしましては、古町ルフルや旧三越跡地などで再開発が進む都心軸に位置する榎谷小路地区と、これまで本審議会で継続して議論を進めてきました水辺ゾーンに位置します信濃川沿岸地区の検討をまずは進めていきたいと考えております。

それでは、榎谷小路地区の方向性について説明いたします。先ほど説明いたしました、古町地区将来ビジョンでは、地区を榎谷小路や古町花街など五つのエリアに細分化いたしまして、エリアごとの目指す姿を示しております。

榎谷小路地区の目指す姿としましては、業務機能が集積し、新規創業者の呼び込みや企業誘致により、政令市新潟の中心的な業務集積エリアなどと示しております。

榎谷小路の将来ビジョンのうち景観に関する内容につきまして五つございまして、一つがボリュームのある現代的な建物の集積。まちなかでも多くの緑を感じる。オープンスペースなどゆとりの空間がある。サインも含め洗練されたデザイン。夜も明るく賑わいを感じるなどが挙げられています。これを基に検討した榎谷小路地区の景観形成の四つの方針案について説明いたします。

まず、ボリュームのある建物集積という目標像を踏まえた方針案といたしまして、小規模な敷地は共同化しまして、土地の高度利用を図り、高容積かつ中高層の建築物が集積した景観づくりを進めることを考えています。景観基準といたしましては、建物の敷地の集約や中高層の建物の誘導などを盛り込んでいきたいと考えています。

また、賑わいやゆとりという目標像を踏まえまして、建物の低層部はオープンスペースの創出や照明、屋外広告物による演出などによりまして、賑わいづくりに貢献する景観づくりを進めることとして、景観基準といたしましては、1階部分のオープンスペースの創出や照明、屋外広告物の設置による演出などを盛り込んでいきたいと考えています。

次に、洗練されたデザインの目標に対しましては、建物のアーケードより上の部分である、建物の低層部以外の部分につきまして、経年しても陳腐化しない質の高いデザインによりまして、風格を感じる景観づくりを進めることを考えております。景観基準といたしましては、現在よりも外壁の色彩の鮮やかさを抑える、質の高い外壁仕上げや広告物の表示内容を盛り込めないか検討していきたいと考えております。

最後に、緑を多く感じるという目標像に対しまして、緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくりを進めるという方針といたしまして、景観基準といたしましては、壁面などや空地を活用した緑化を考えていきたいと考えております。以上で、榎谷小路地区の説明を終わります。

(西村会長)

ありがとうございます。ご意見を頂きたいと思いますが、少し総花的な状況だったので難しいかと思えます。

(久保委員)

2点ありまして、一つは榎谷小路沿いの景観形成の方針案の中の14ページ目にありました

もので、質の高い外壁仕上・広告表示というものは、具体的にもし今の段階でこういったものかというものがありましたら、教えていただきたいというところが1点です。

もう一つは、最後のところですが、壁面等や空地を活用した緑化の推進について、こちらなかなか民間の所有者のほうにやっていただくとした場合、コストは当然かかりますけれども、管理のコストも相当かかると思うので、もしこちら、仮に民間の所有者にすべて任せただけの場合には、確かな管理ができなくて、かえって景観が悪くなるというおそれもあると思うので、もし管理をしてもらうなら、何かしら助成制度であったり、そういったバックアップも必要かと思うのですが、そちらについても現段階での考えなどありましたら、教えていただければと思います。

(事務局)

まず1点目の14ページのところの質の高い外壁仕上を具体的にというところで、ほかの政令市などの事例も調査してまして、大体、ほかの都市も具体的な例示としては、石ですとか、石調という表現を使っていたりしてはいますけれども、そういったものを使うと。そんなところの基準を具体的に挙げているというところがありますので、そういったところを参考にしながら、具体的な基準を作っていくことをイメージとしては持っております。

それから、15ページの植栽の管理ということですが、これもほかの先進都市などでどういった支援をしているかということも勉強させていただく必要があるのかと思いますし、都市によっては、適切に管理してください、というような基準を景観基準に設けているケースもあるのかと、今、イメージを持っていますので、その辺りもししっかり確認して、進めていきたいと思っています。

(西村会長)

よろしいですか。かなり緑はメンテナンスが大変ですよ。そこをうまくしくみとして作らないといけないのかもしれない。ほかにありますか。

(中川委員)

配付資料の7と8ですが、特別区域と今回の検討を進めるエリアとの関連性というのはどうということになるのかという点が一つと、先ほどの景観重要建造物のマップと同じで、既存にもうすでに建築物や広告等があるわけですが、計画を進めるに当たって、既存のものについても、例えば、広告が基準に合わなかったら、そのものを排除するのか、それとも先ほどと同じように朽ち果てて、それを待ってから新しい基準になったりとか、建物を建てる際も、建替えの際にそういう基準を満たしてくださいという規制になるのか、その辺の進め方をどのように考えていらっしゃるのか。この2点を教えていただければと思います。

(事務局)

一般区域と特別区域の話になるかと思うのですが、現在、7ページのほうにありますとおり、今、特別区域というのが、信濃川はまた別なのですが、それ以外のところは、いわゆる歴史的なものとか、閑静な街並みということでやってきておまして、先ほど申したとおり、これ以外のところは一般区域になっております。ですので、その中でいわゆる田園部の郊外のところと、こういった都心のところが全く同じ考え方に基づいた景観計画になっておりますので、やはりこういった中心部については、もう少し洗練されたような方針を持っていったほうがいいということで、特別区域ということで、ある程度の規制なり、違う方針などを設けていければなということ考えているところでございます。特別区域ということになると、ある程度のそういった規制とかがかかってくるものもありますので、そういったところをまず設けていきたいということが一つ意図としてございます。これは先ほど申したとおり、都心軸という新潟駅周辺から古町のメインストリートをまず考えていきたいということが意図としてあるところでございます。

それから、規制についてですけれども、屋外広告物に規制をかけて、既存にあるものを撤去させるということは、なかなか難しいことございまして、既得権とか、もともとの契約のやり取りを市が補償してまで、それを撤去させるのかとか、その辺の議論まで出てくるので、現段階では、朽ち果てるときまでと言われるとあれですが、やはりどうしても何らかの形で更新されるとか、屋外広告物もそういった当然手続きをしたうえでやっておりますので、その段階で撤去するとか、その辺を市のほうも指導していきながら、タイミングを見ていければなと思っております。

建築物のほうも基本的には同じ考え方になっておまして、すぐこの基準ができたということでもって、すぐ直してくださいということにはなかなか難しいということで、例えば、建替えですとか、増築ですとか、改修ですとか、そういったタイミングで新しい基準に合うように直してくださいという形になるというものでございます。

(中川委員)

ありがとうございました。1点目のほうですけれども、特別区域と一般区域で制限のかかり方とか、方針が違うというのはそのとおりで、そこはよろしいと思うのですが、特別区域は、建築物として意義があったり、重要だからそこを特別区域として指定して、保存したりしているわけですね。ですので、一般区域は一般区域で計画を立てることが必要だと思うのですが、一般区域の今回の都心エリアの方向性と合わせて特別区域のほうも活用するような計画にしたほうが、全体を単独でいったら、特別区域はここだけ大事ですと言っても、なかなか活用にならないのではないかなということが、素人なりの意見なのですが、

今回はたぶん、都心部でというところからということだと思えるのですけれども、いずれ関連させて、まち全体を計画していったほうがいいのではないかと個人的な意見でした。

(西村会長)

どうですか。少し大きな戦略の中で、それぞれの部分を関連づけながら全体の魅力を作ったという話だと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。たしか前回の審議会でも同じようなお話があったかと思っております。その中で我々としても、例えば、8ページにあるようなところで、まず順番として、この都心部、我々としてもビジョンという形を作って、都市デザインということを考えさせていただきましたので、そういった中で、まずこちらのほうからこういったやり方を進めていく中で、今、言われたみたいに、またほかのところに波及していくとか、新潟市内、また歴史的な部分もあれば、そういった都市的な部分もあれば、その辺の一つの考え方というのが、例えば、旧齋藤家周辺にしても、それをベースに旧小澤家周辺を考えたりしておりますので、今回はこういった中心部の榎谷小路で考えていくものがある程度一つの方向性になっていくかと思っておりますので、こういったものを広げていければなど我々も考えております。ただ、次に、どのエリア、どのエリアというところの段階まではいっておりませんし、住んでいる方、所有されている方の理解というところがどうしても出てきますので、なかなか一度にはできないのかなというところで、順番にやらせていただければと思っております。

(増子委員)

カラープランナーの増子です。

屋外広告物による演出ということが書かれてあるのですけれども、屋外広告物による演出というのはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

13 ページのところかと思えるのですけれども、こちらのエリア、榎谷小路地区は、1階の部分は商店街になっていまして、いろいろな店舗がテナントとして入居されております。このアーケードの下の基本的には1階部分になりますけれども、この部分につきましては、賑わいというところの観点で、屋外広告物の演出ということで書いてありまして、具体的には、広告物を通常よりも多めに出していただくですとか、少し基準をゆるめるような形で、広告物を活用した賑わいの演出という方向で持っていたほうがいいのではないかと意味で書いております。

(西村会長)

増子さん、ご質問の意図をもう少し説明してください。

(増子委員)

もう一つ下の鮮やかさを抑えた色彩ということが書かれてあるのですけれども、先ほどの説明をしていただいたものを考えると、会議の前に橋本先生とお話ししたのですけれども、いろいろな店舗なり、そういった会社なりのコーポレートデザインとお店のカラーなりを前面に打ち出してしまった看板と、大小にかかわらず小さいものでも、かなりいろいろな色が、鮮やかな色が、小さいなりにあったりすると、やはりそれはかなり乱雑というか、そういった感じにはならないものなのかなということ、お話をしていたのですが、鮮やかさを抑えた色彩ということで書かれてあって、この辺は何となく矛盾するのかなと思ってみたいのですが、鮮やかさを抑えた色彩と書かれてあるのですけれども、これはコーポレートデザインなり、お店のカラーなり、そういったものをどの辺まで抑えていただくのか、お願いベースなのか、かなり規制があるようにするのか、今、人が閑散としている古町の辺りであるからこそ、しっかりとこういうことを決めて、こういう発展をしていくというほうがいいのではないかと思ったので、この辺も色に関しては、少し引っかかる部分があるなと思ってお聞きしてみた次第です。

(西村会長)

橋本先生、加えて専門的に。

(橋本委員)

たぶんこの14ページの鮮やかさを抑えた色彩というのは、広告物ではないのですよね。建物の外壁等の色彩というようなとらえ方だと思うのですけれども。

まだ、このプランシートの中では、既存の数値目標みたいなものは全然載っていませんが、まだ条例として確定するわけではないのですよね。方向性を示すというものだと思うのですが、低層部は賑わいを持たせる、企業側、ショップがどんどんお客さんを呼び込むための仕掛けを積極的にやる活用エリア。アーケードより上の部分は、どちらかという広告物に頼らないまちの景観づくりみたいな、そんなとらえ方なのでしょうか。私はそう思っていたのですが、事務局のほうでもう一度、お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。橋本先生に補足していただきまして、そのとおりなのですが、先ほど増子委員からも矛盾しているところがあるのではないかと、13ページと14ページの広告物による演出というところと鮮やかさを抑えた色彩の矛盾ということで最初お話をあったかと思います。内容としては、橋本委員に補足していただいたとおり、イメージとしてはビルのアーケードを基準として、アーケードの下は賑わいづくり、上のほうはシンプル、洗練されたデザインということで区分けをして、ビルのファサードとして分けて考えていこうということで、古町ビジョンの賑わいという部分もありますし、洗練されたというところもありますし、

その時点でも矛盾もあるのでありますが、それを両立する形でどうかということで、ほかの都市も参考にして、アーケードの上下の部分で分けるということで書いておりました。最初の広告物による演出ということは1階の部分ということです。また、橋本先生からも補足がありましたけれども、14 ページの鮮やかさを抑えた色彩の意味としては、建築物の外壁というところをイメージしていたのですけれども、もちろん広告物の色彩のコントロールということもあり得るかと思えます。

それから、コーポレートカラーがあるということで、どこまで制限する事を考えているかというお話でしたけれども、色のマンセル値できちんと許可基準にして、規制も可能かと思えますし、都市によっては努力基準的なところで、誘導基準というのでしょうか、そんな形で示している部分もありますので、この辺り、ほかの基準もすべてそうなのですけれども、最終的にはこの規制を受けるといいますか、ルールを守らなければいけない地権者の方ですとか、権利者の方と相談しながら、どこまで落とし込めるかというところになるかと思えます。

(西村会長)

増子さんいかがですか。少しイメージが具体的に変わったかと思えます。

(増子委員)

そうですね。ありがとうございました。

(石田委員)

今、一連のお話を聞かせていただいて、とても洗練されたという方向性だったり、目的がこうだということがすごくよく分かった部分があるのですけれども、まちというものは生きているもので、今まで築いてきたものはある前提で考えることが大事だと思うのです。例えば、まちのいろいろな文化だったり、いろいろな時代が合わさって一つのまちが形成されて、多様性、いろいろな人が生活する部分だったり、そのまちに触れたことによって、文化だったり、体験ができるというものが、まちとしての意味だと思うので、例えば、中川さんがおっしゃっていただいたように、そこを新しくするに当たって、ほかのエリアだったりの関係性だったり、波及だったり、がまずすごく大事だと思いたいのと、従来あるもの、例えば、とかく景観重要建造物には当たらないけれども、例えば、高度成長期に建ったビルなどというのは、やはりそれなりの魅力だったり、必要性があると思うのです。そういった今あるまちの魅力という部分が、個々でいろいろあったりすると思うので、例えば、ターゲットに当たらない時代のものだったりというものも、広い目線で残したいなと私は個人的に思えます。

話が変わってしまってすみませんが、12 ページの小規模な敷地は共同化すると書いてあるのですけれども、これは具体的にどのような感じになるのか。そこだけお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

基本的には、小規模な土地ですと、なかなかそういった建物自体も老朽化による建替えの問題も出てきますので、そのときにまとめていただいて、ある程度、再開発的な形を取っていただくということで、まちとしても安全になりますし、やはりこういったある程度の高い建物を建てるにしても、それだけの敷地があるという状況もありますので、そういったところをまず基本としながら、この中高層を建てていただくということで、いわゆる都心のイメージを持っていきたいということで、現代的な建物の集積というところのビジョンで考えてきた方針をここに活かさせていただいているという状況でございます。

(石田委員)

建て直すというときに当たっての適用する話しなわけですね。

(事務局)

そうですね。これを書いたから、皆さん一斉に建て直してくださいということではなくて、先ほど申したとおり、何らかの更新の時期などで、いわゆる再開発とか、新たな建替えなどの段階で小さな敷地ではなくて、ある程度、集約した中で、まとまった形で建替えていただきたいということをここで示していきたいというところでございます。

(石田委員)

承知いたしました。ありがとうございます。

(西村会長)

よろしいですか。石田さんが多分おっしゃりたいことは、そういう小さなところの場所に建つものもとても大事で、大きいものと小さいものが混在する多様性も残したいということですよ。

(石田委員)

まさにそのとおりでございます。

(西村会長)

恐らく都市のこれからを考えても、全部が全部集約されて大きなビルが建っていくということにはならないのだろうと思いますけれども、それでいいですか。

(事務局)

そうですね。大きさ、規模というものが非常にいろいろありますので、まちなかでも細くて、そこで建替えていいものかどうかというところもありますので、我々としても景観もあるのですけれども、都市の安全という観点もありますので、やはりそうするとある程度、集約化していただいたほうが、まちなかで火災が発生したり、地震が発生したりとか、そういったこともありますので、やはりある程度、集約していくということは、考え方として、都心部の方針な

のかとは思っておりますので、そういった意味で集約化ということで、ただ、全部が全部、変えていってくれということではなくて、できるところはぜひそういう形をとっていただければというところを方針として載せさせていただいております。

(西村会長)

ほかにありますか。よろしいでしょうか。ご意見が出ましたけれども、意見を汲んでいただいて、次回に反映していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、信濃川沿岸地区について、お願いします。

(事務局)

それでは、信濃川沿岸地区の方向性について説明させていただきます。

こちらは、信濃川沿岸地区の現在の景観基準でございます。萬代橋を活かした景観づくりや開放感の感じる景観づくりを進めることを方針として、具体的な景観形成基準としては、表に記載の配置・意匠・高さについて規定してございます。

まず、信濃川沿岸地区におけるこれまでの経緯について説明いたします。信濃川沿岸地区におきましては、平成15年ごろから周辺の建築物から突出するような高い建築物が計画されました。市からは、周辺との調和の観点から、建物の高さを抑えるよう協議してきましたが、高さ規制の数値根拠のない行政指導では限界が生じてきたところでございます。

そこで、平成18年に「景観ガイドライン」を公表いたしまして、信濃川沿岸におきます建築物の高さを50メートル以下とする基準を設けました。この翌年の平成19年に現在の景観計画を策定しまして、信濃川沿岸地区を景観計画の特別区域とし、50メートルの高さの基準を景観計画に移行したところでございます。

景観計画では、高さ規制のほか、対岸からの眺望に配慮するため、川に対して長大な壁面を避ける、隣棟間の距離を確保して背後の街並みが見えるように努力規定を設けたところでございます。しかし、景観計画策定後も、川に対して長大な壁面の形態の建築物が建築され、現在の基準では良好な景観が形成できているのかということで議論が始まったところでございます。

ここでスクリーンを皆さんご覧いただいているでしょうか。添付しておりません。こちらは、実際の昭和大橋と八千代橋間の左岸の写真でございます。このように長大な壁となっております。

こちらはJR越後線鉄橋付近の左岸の写真でございます。同様に長大な壁になっているという風景でございます。

資料に戻りまして、これまで何度か景観審議会で行った議論を整理いたしますと、信濃川沿岸地区の特別区域の方針であります、萬代橋を活かした景観づくり、対岸から見て、開放感の

ある景観づくりを景観計画に定める景観形成基準により実現するために、対象のエリアの設定、建築物の高さ、建築物の配置及び形態、建築物の色彩、屋外広告物の五つの論点について検討する必要があるのではないかと考えたところでございます。それぞれの論点につきまして、過去の審議会での議論の概要について説明いたします。

まず、1点目の対象エリアについてでございます。現在は、信濃川沿岸の特別区域は関屋分水路近くの本川大橋から信濃川河口までの両岸沿いの道路などから100メートルの範囲を設定しています。信濃川沿岸地区の中でも、萬代橋周辺などエリアによって地区の特性が異なることから、さらにエリアを細分化して景観の基準を検討してはどうかと考えまして、過去の審議会では、例えば、萬代橋周辺地区として八千代橋から柳都大橋までの間は、ほかの沿岸地区と別の基準にしてはどうかなどの議論がありました。

2点目は、建築物の高さについてでございます。現在、信濃川沿岸地区につきましては、高さ50メートル以下とすることという義務規定がございます。この50メートルという義務規定で信濃川沿岸の良好な景観形成を誘導できているのか、よりよい景観を誘導するためには、景観基準の見直しが必要ではないかと考えました。過去の審議会では、現在の高さ50メートルという義務規定を維持する、またはよりよい景観となるよう、建築物の配置・意匠、緑化などの基準を設けまして、この基準の適合を条件に高さ制限を緩和するなどの議論がございました。

3点目は、建築物の配置と形態についてでございます。現在の特別区域の景観基準では、道路から建築物を後退させるセットバックや川に対して長大な壁面を避け、背景を見せるなどの努力規定を設けていますが、努力規定であることから遵守されていない状況でございます。過去の審議会では義務規定とする代わりに高さ制限を緩和するなどの議論があったところがございます。

4点目は、建物の色彩についてです。現在、信濃川沿岸地区では、建築物の外壁の色彩基準は一般区域と同じ基準を適用しています。赤色の事例では、この図にありますとおり、暗い茶色に近い色から、明るいピンク色まで幅広い色が使用できることとなっています。他の特別区域のように、この地域に即した色彩基準が必要ではないかなどの議論がございました。

最後に屋外広告物についてです。現在、信濃川沿岸地区では特別区域といたしまして地域特性に応じた基準を設けていません。なお、信濃川右岸の万代地区の一部のエリアで広告物に関する協定が運用されており、屋上広告や壁面広告の制限を行っております。この協定の基準を参考に信濃川沿岸の良好な景観形成に即した基準を設けてはどうかなどの議論がございました。

こちらは河川空間における両岸の建築物の高さと開放感の考え方について記載したもので

ございまして、国土交通省が定めております「河川景観ガイドライン」に基準が示されております。仮にこの基準を萬代橋周辺の信濃川沿岸に当てはめると、建築物の高さが75メートル以下の場合、河川空間の広がりや卓越した開放的な印象になる。また、建築物の高さが85メートルから150メートルの場合は、適度なバランス感覚となり、建物の高さが200メートル以上の場合、谷間のような印象となると記載がございます。信濃川沿岸地区の建築物の高さについては、このガイドラインも参考にして考えたらどうかということでございます。

以上の論点などを踏まえまして、現在、市のほうで検討を進めている、信濃川沿岸地区における、より質の高い景観形成に向けた基準の考え方について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、建物の空地や緑化などの基準の方向性についてです。建築物を建てる際は、敷地内に空地や緑地を誘導できるよう、空地や緑地面積の面積割合の基準を設け、イラストのような空地や緑地がある計画を誘導できないか、考えていきたいと思っております。

次に、建物の形態や外壁の色彩の基準の方向性についてです。建築物の形状が信濃川対岸から見て、背後の風景が見えるよう、川に対して横幅が長い建物を避けるよう基準を設けていきたいと考えています。また、建築物の外壁の色彩につきましては、河川空間の開放感を感じるよう、現在の一般区域の基準から変更したらよいのではないかと考えております。

次に、屋外広告物についてでございます。やすらぎ堤から見える屋外広告物につきましては、設置できる屋外広告物や表示内容、面積、色彩などを一部制限することを考えていきたいと思っております。赤い点線は、やすらぎ堤緑地内の樹木の高さをイメージしたものになってございます。

建築物の高さにつきましては、原則として50メートル以下とし、今説明いたしました空地や緑地の確保や背後の風景が見える建物の形態、開放感を感じる外壁の色彩、屋外広告物の一部規制など、今よりも厳しい基準をすべて満たした建物につきましては、50メートルの高さ制限をある程度緩和する手法を用いることで、現在よりも質の高い景観を誘導できるのではないかとということで、考えさせていただきました。高さの許容範囲につきましては、先ほど説明しました国の河川景観ガイドラインも参考にして考えていきたいと思っております。

これらの基準を適用するエリアにつきましては、信濃川沿岸地区全体と考えています。

以上で、信濃川沿岸地区の説明を終わります。よろしくお願いたします。

(西村会長)

ありがとうございました。皆さん、今、お聞きになって分かったと思っておりますけれども、かなり大きな考え方の変更が含まれています。できるだけそれぞれのお立場からご意見を頂けるとありがたいと思っております。

事務局から先に欠席の人の意見をどうぞ。

(事務局)

委員の皆様方にご案内差し上げたときに、欠席の委員の方にも資料を事前に送らせていただきまして、ご意見のある方はご連絡くださいということで、ご連絡させていただいたところです。欠席の委員のうち、岡崎委員からこの信濃川沿岸地区についてご意見を頂いておりますので、意見を挙げさせていただきます。

議案の信濃川 50 メートル高さ規制の緩和については、必要ないと考えます。本来、信濃川の開放感を保つために、現実的に可能なラインとして設定したものですので、これ以上ゆるめるのは、特例であってもよくないと思います。また、壁のようになってしまうことを防ぐためには、50 メートルをゆるめないで現状の規定をより厳密に守る方向で考えるべきだと思います。以上のご意見を欠席の岡崎委員から頂きました。ほかの2名からは、ご意見はございませんでした。

(西村会長)

ありがとうございます。

いろいろな立場のご意見があると思いますので、ぜひこの場にいらしていただいて議論したいと思います。

(荒川委員)

新潟市造園建設業協会の荒川でございます。

先ほど 50 メートル以下という話なのですが、私も万代の周辺に住んでいまして、今回、大雪でマンションから出られないといいますが、敷地が本当に狭く雪を除ける場所もないような環境ですので、ぜひ、建物を高くする中で、緑地帯また救急車が来るような場所の設定もないような敷地もあるようです。そうすると、大災害が起こったときに住民が逃げられないようなことも想定されるので、規制を緩和して、建物を高く建てられるようにして、そのかわりやすらぎ堤の緑化と連動するような緑地帯を整備して、先ほど古町のビジョンでも壁面緑化、また歩道のほうの緑化も相当提案されていますし、新潟駅の高架による緑化も相当あるということです。緑の連続性を考えますと、駅と古町とやすらぎ堤を一体として緑化があれば、より景観にとってよいのではないかと考えます。

(早福委員)

さまざまな論点があるのですが、まず事務局にお聞きしたいのは、50 メートルの現行の制限を何らかの形で緩和するのはどうかということが一番の論点になるのでしょうか。

(事務局)

先ほど申しましたとおり、長大な壁面のようになっておりますので、そこに何らかの空間を与えたほうが、川沿いの風景としてもやはり良好な風景がとれるのではないかと。そこにある

程度の空地があつて緑が入るところで、先ほどいただいたように、やすらぎ堤との一体感もあつたり、あるいは背面の景色が見えてくるということも非常にいいのではないかと考えております。今回、我々の提案をどうしていくかというのは、これから委員の皆様のご意見を聞きながら、ある程度、この審議会だけではなくいろいろな方の意見もこれから出てくるのではないかと考えていますので、そういったところも含めながら検討させていただければと考えております。あくまで我々の一つの提案ということで、これをどうしていくかはこれから皆さんからもご意見を聞いた中で検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

(早福委員)

ありがとうございました。これはなかなか難しい話だと思うのですが、恐らく 50 メートルにしてきたということが資料 18 ページにあるように、平成 15 年から出てきたことで、相当長い間議論されていると思うのですが、私は、今、万代島の一番高い 150 メートルのビルの 7 階におりまして、平成 15 年から議論されたということは、あのビルができてからの話だと。私は商工会議所に来る前に県庁にいたのですが、朱鷺メッセの高いビルは民間が造ったのですが、結局は県が国際会議場を造ったりということで国際交流拠点を作るという、万代島の建物の計画の中で民間にお願いして 150 メートルの建物が出てからの議論だったのか、ということを感じまして、県庁も悪いことをしたのではないかと。今、気づいて勝手にそう思いました。

私も、50 メートルがいいのかどうかということ自体、はっきりとした知見はないのですが、長い議論の中で、今回、高さを緩和してもいいのではないかと根拠が、今の資料の 26 ページ、「河川空間のバランス」というところで、信濃川の川幅が大体 300 メートルくらいなので、300 メートルあったときにどのくらいの建物だと開放的かということで、この地図自体の解釈の仕方も良く分からないのですが、分からないながらも、こういうものがあるということは、もしかしてこの基準が一般に受け入れられているのであれば、ある意味エビデンスというか、それなりの根拠があるものだと思うのです。そうすれば、この景観の規制というのはある意味憲法上の話になりますよね、突き詰めると。そのときに、今までの議論もあるのだけれども、今、事務局が説明されたような考え方も故無きことではないなど。それはそれできちんと理由はあるよねと。200 メートル以上のものができたら万代島の高さよりも高く、本当に谷間のような印象になってきてよくないのしょうけれども、荒川さんもおっしゃったように、実際にそこに住んでいる人が、雪が降ったときに困るとか様々なことを考えると、私はこれもエビデンスの 1 つかなと思ったのですが、こういった根拠があることに基づいてそこまで緩和してみようかなというのは、実際緩和することになるかどうかは別にして、検討する余地はあるのではないかと。50 メートルにしたときには私はいませんでしたので、

そこら辺のいきさつは全く分からない。全くそれが分からないニュートラルな自分の意識で、説明されたことや荒川さんから初めてお聞きしたようなことを考えたときに、これは 50 メートルにしておかなければいけないという余程の根拠がないと、時間も経っているし、してもよろしいのではないかと思いました。すべきだと、そこまでは言えませんが、市としての提案にもそれなりの理由があるということが分かった感じがします。

(西村会長)

ありがとうございます。

今回ここで、この議論の方向を決めるということではなく、今、事務局が聞いているので、皆さんそれぞれのお立場で賛否両論の意見をがんがん出していただく時間です。よろしくお願います。

(橋本委員)

まだ数字などは決まっていないし、これを通そうというような審議会ではないですね。私個人の意見として、景観のとらえ方を眺望景観だけでとらえるのではなくて、歩く方、歩行する方の生活に豊かになるような空間というものも少し考えていかなければいけないのではないかと考えています。

建物を高くして空地を作るというのは少し危険だと思うのは、その空地が駐車場になってしまうことです。建物を建てて駐車場を作って、殺風景な広場が出てくると眺望空間を犠牲にして、歩行空間に努めた理由が分からなくなるので、緑の扱い方というものを、もう少し体積、容積などを示した条件で高さを上げられますよとか、事細かなやり取りが必要なのではないかと考えています。50 メートルを逆に低くするという考え方もありますよね。30 メートルにして、高さを上げられるよとしながら、厳しくしながら上に伸ばすこともできるよみたいな考え方もあるのではないかと考えていました。

(久保委員)

橋本先生のご意見に私も賛同するところがあるのですが、合わせて提案としましては、可能かどうかは別にしてですけれども、過去の議論では、一つは萬代橋周辺のところとそれ以外のところを分けてという話でありましたけれども、例えば同じような考え方で、奥行面で、今、川沿岸も 100 メートルまで同じになっていますけれども、例えば手前に 30 メートルなり 50 メートルなり眺望景観の中で特に影響の大きいところに関しては、現在の基準 50 メートルにプラスして色彩などの基準を設けてより厳しくする。その分、後ろ側の影響が少ないところはバッファゾーンという形で考えて、それに配慮した場合、少し基準を緩めるとかということなど。もしくは敷地によって条件が違うと思うのですが、東京駅周辺の容積移転みたいなもの。特に大きいマンションでしたら、ほかの敷地を持っているようなところでした

ら、例えば沿岸部のところについては低くする分の容積ボーナスをほかのところに回すといったことも不可能ではないのではないかと思いますので、提案として検討の一つに入れてもらえればと思います。

(西村会長)

ありがとうございます。ほかにありますか。

できれば、全員の方からご意見をいただきたいと思います。

(増子委員)

カラープランナーの増子です。

私は色彩の専門なので、色彩のお話をさせていただきたいのですが、この場所のコンセプトとして「開放感を感じる色彩」ということで28ページに書かれているのですが、この区域の色彩を見ると、一般区域の規定が現在適用されていると書かれています。色というのは視覚的な感覚ですし、その人がどのような色をどのように感じて、どのように色を見ているかというのは人それぞれなものなので、色というものも、建物の高さなどと同じように、こういったコンセプトがあるのであれば、しっかりとコンセプトに見合った規定を数値で見える化して規定していただいたほうが安全ではないかと私は感じます。

(西村会長)

増子先生、今の両岸の建物の色彩というのは何か問題があるのでしょうか。

(増子委員)

現在建っている、名前は言えないのですけれども、ホテルなどが色相的にどうかということと、船の観光で何とかシャトルとかが渡っていたりすると、観光地であるので、そういったところで色彩として統一感があるというか、こういった色彩はどうなのかなというところを感じるところもあります。ああいった色彩もオーケーなのだという形になってきてもおかしくはないと。このコンセプトがあるのであれば、規定をきちんとしておかないと、そこら辺がうやむやになってしまうのではないかと。一般のところと一緒に色彩でオーケーであっていいのかという疑問は感じます。

(中村委員)

何とか2kmというものが出まして、私は駅南に関わるようになってからというわけではなく、少し注目していたのですが、つまり新潟駅から古町まで歩いてみませんか、みたいなお誘いを感じたのです。あまりそういったことをしたことがなかったのですけれども、そうか、2kmかと思って、2kmなら、ある時ふと思いついて歩いてみようかなと思えるのではないかと考えたので、そういう人が増えるのではないかと。ふらっと新潟に来た人も新潟駅に降りて、ここをまっすぐ行けばいいんだなということで、自分の足で歩いてみようかと。そんなことを

する人がこれから増えるのではないかと、何となく雰囲氣的に思いました。そして歩く場面を想定したときに、萬代橋のあたりとか眺望がひらけますよね。そこで、ものすごく高いビルがいくつかあったり、でこぼこしていると、空が削り取られた感があって、その空の向こうに弥彦山とか角田山などが少し見えたりして、夕日も見えてきたりするわけですがけれども、新潟は夕焼け空とか雲も大切にしたいと思うので、できれば50メートルをずっと守り続けて、空を削らないでほしい気がします。

先ほど、すぐ駐車場になってしまうのではないかとということがありました。私もすごく思います。新潟の人は寒い時などは何とかして車で移動しようとしていますから、どうしてもそうなると思うので、そうならないような緑化対策を先手でやっていただきたいと。せっかくやすらぎ堤をいい感じにしているところなので、その周辺込みで進めていただけたらいいなと思います。

(中川委員)

中川です。

今回の信濃川の計画は権利を制限するものですので、結局、権利を制限する必要性があるのか無いのかという観点が必要だと思うのですが、先ほどの榎谷小路のところに関していえば、市が考える目標像とか将来ビジョンを踏まえ明確にやって、そのために必要な緑化等について、こういった制限を設けたいというところがあるので、ああそうか、ということは何となく分かるのですが、信濃川に関していうと、どのような将来ビジョンや目標を新潟市が考えているのかということがよく分からないので、先ほど言ったとおり、2キロ歩く人のためのものなのか、船に乗る人のためのものなのか、そこに住んでいる人のためのものなのか、それともそこを歩く人のためのものなのか、目的がよく分からないので、それに対する制限というのがどの程度課すべきなのかがよく分からないのです。例えば2キロ歩く人のためのものなのだとすると、上流部分について制約する必要はないはずなので、目的が定まらないと手段も定まらないので、そうしないと、制限されるほうも納得しないのだと思うのです。そこが明確になっていると、必然的にそれに伴う制約というものも明確になってくるのではないかと印象でした。

(西村会長)

中川さんは、どういう目的を設定すべきだと思っておりますか。

(中川委員)

もともとの特別区域の目的というのが萬代橋の景観ということになると、先ほどの新潟市の将来ビジョンにあるとおり、2キロというエリアに沿って、それに伴う景観の部分だけ制約を加えるということが適切なのではないかと私は考えております。

(西村会長)

その部分以外のところは少し自由さがあっていいのではないかということですね。

(中川委員)

そういうことです。新たに、信濃川沿岸全体を別な目的で活用するという目的が出てくるのであれば、それに沿ってまた制約が必要になってくるのだと思うのですけれども、今、新潟市が考えている将来ビジョンに沿っているのであれば、それらの制約は特に緩くてもいいのではないかと考えます。

(清野委員)

清野です。

私は、高さ 50 メートルということに関しては、それを緩和するというのは反対です。本当に個人的な気持ちです。高さ 50 メートルということが平成 18 年に決まったときがっかりしました。高いなと思った一人です。仕事を白山浦でしていますので、やすらぎ堤はよく歩きます。私自身の中では、信濃川の風景は新潟で一番好きな景色です。川はみんなのもので、いろいろなことはあると思うのですけれども、空地を設けることは大賛成なのですが、高さはこれ以上高くしないでほしいというのが私の気持ちです。これから 10 年、20 年、もっと先の新潟を考えていくと本当に難しい問題だと感じております。

(佐藤委員)

佐藤です。

今の清野さんのお話をよく理解したうえで、空地を設けるのは基本的には必要だと思っております。ただこれが、単純に駐車場や緑地と固定させるのではなくて、例えば東京のように公開空地としてしまって、固有の敷地ですけれども、一般の人でもショートカットで通れるようなアプローチ、動線が確保されている。緑地帯もそれなりのパーセンテージで設けられていると。これが全部緑地だと、当然、手入れをしないと雑草が生えてきたりしてけっこう大変なことになります。ただ今回、空き地を持っているということはやはり、そのビルのオーナー、それがホテルなのか、商業施設なのか分かりませんが、敷地を制限するということはやはりどこかで妥協策というか緩和策を設けなければいけないので、私は 50 メートル以上がもしかしたら必要なのではないかと。ただ、それが乱立するのではなく、適度な空間を設けて、高いものもあれば低いものもあると。それが最終的な、先ほどの 2 キロメートルを歩く、榎谷小路の動線。私は県外転勤で 8 年ほど新潟を留守にしていたのですけれども、レインボータワーがなくなった、三越がなくなったと。榎谷小路を抜けた先にはルフル、市役所があると。これを 2 キロ歩いて川の向こうへ何を目的に行くのかということを考えてときには、これから新しい施設ができてきて、縦にも歩きたいし、横も歩きたいと。横に歩いたときはショートカッ

トでいろいろなスポットにも行けるというような魅力づくりを考えていってもらえればいいのではないかと。石川県の金沢、富山県の高岡が出ましたが、そういった歴史的なものと新潟はどのように勝負するかといったら、なかなか難しいと思うのです。ですから、そういったところで近代的なものと歴史的なものが点在しているところを個性として目指していってほしいと思います。主観ですが、そのように思いました。

(西村会長)

ほかにいかがですか。

前田さん、いかがでしょうか。これはけっこう重大な、どっちにするかすごく迷う問題です。

(前田委員)

北陸地方整備局の前田です。

これを見て、私の中で賛否両論二つあって、非常に悩むところです。実は私は新潟の出身ではなく大阪市の阿倍野の出身でして、皆さんご存じかどうか分かりませんが、あべのハルカスという300メートルのビルがあるようなところの出身ですから、実は高いものが好きで、こういうものはばんばん建ったほうがうれしいのです。しかも、皆さんは知らないかもしれませんが、あべのハルカスのビルのすぐ近くに聖徳太子が建てた四天王寺とか、大阪夏の陣で徳川家康が陣を敷いていたところとか、真田幸村が戦死したところとか、通天閣もすぐ近くにあって、非常にぐちゃぐちゃな景観なのですけれども、私はそういうものが大好きなものですから、あまり景観のことについてとやかく言えるようなところはなく、逆に、事務方が提案したように、景観にいろいろと気をつかいながら高さを緩和するというのは基本的には賛成ではあるのですが、ただ、高さを50メートルに制限しているというのがありまして、これは新潟市が決めたことですので、それをかれこれ10年以上も続けているわけですから、うかつに緩和できないというところがあって、皆さんの意見を聞いても、新潟市のご出身の方はやはり信濃川が大好きで、その景観を守られるのだったら、いろいろな意見を聞きながらやらないとまずいと。私の心の中では二つの葛藤がありますので、いろいろな意見を吐き出していきたいと思います。私の感想で申し訳ありません。

(西村会長)

素直なご意見ありがとうございました。

まだご発言されていない方からぜひお願いします。

(石田委員)

石田でございます。

私も前田さんと思じ意見でして、どちらか決めかねるといえるか、制限してしまうことは厳しいことであるので、これは大事に検討していくべきであって、自分の意見がそこで揺らいでい

るのですけれども、今、あべのハルカスのお話があったのですが、まちには多少の猥雑さとい  
いますか、いろいろなものが同居する良さも大事にしたいというのが私の中で一つ大きい部分  
としてありまして、個人的な感情の部分なのですけれども、素晴らしい景色というのは人それ  
ぞれでとらえ方が違うと思うので、こちらがいいと思う人と、そうでもない人といろいろな人  
の意見がより多く聞けて、まず、私たち住んでいる人間のご意見をできるだけ多く聞ける機会  
がありそうでなかったのではないかと思ったりもするので、アンケートではないですけれど  
も、意見を聞いてみるのも一つの方法ではないかと思えます。

(西村会長)

石田さん個人としてはどう思いますか。

(石田委員)

制限というのは、実際に住まわれている荒川さんあたりのご意見を聞いていて、実際に暮ら  
しておられる方の事情というのはすごく大きいと思ったときに、空地を作ることが必要だとい  
うことが分かったとともに、それにあたってはやはり高さの自由というものがあってもいい  
のではないかと個人的には思ったりしました。

(渡部委員)

私も駅南に住んでおりまして、やすらぎ堤をよく歩くのですけれども、敷地の大小もありま  
すし、一概にこの建物は 50 メートルだからよくないかとか、この建物は 30 メートルだからい  
い建物だとかそういったことは、建築基準法との絡みもありますし、一概に出せない答えなの  
ではないかと思えます。

(西村会長)

ありがとうございました。

これで一巡しましたけれども、もう少し言っておきたいことはありますか。

(前田委員)

先ほど言い忘れたことがあったので補足しますと、仮に 50 メートルの高さを緩和した場合  
に、例えば 100 メートルなり 200 メートルのビルが建つとすると、恐らく新潟駅に近い萬代橋  
の周辺に建つのではないかとは思いますが、そうした場合に、高いビルが建つと日影になる  
部分がちょうど古町のあたりということで、古町の人がいやがるのではないかと思いました。  
逆にそういう影響を受ける人たちの意見もきちんと聞いておかないといけないのではないか  
と思いました。個人的な感想なのですが、そういった意見が今までなかったと思ったので付け  
足しました。

(西村会長)

あべのハルカスは大変でしたか。

(前田委員)

特になかったですね。ちょうどあべのハルカスの北側に聖徳太子が建てた四天王寺があるのですが、その反対もなく、そもそもあの辺はけっこう中心地だったので人があまり住んでいなかったのも反対がなかったのだと思うのです。

(西村会長)

あべのハルカスを設計した建築家とルフルを設計した建築家は同じです。豆知識です。

多分、意見が二つに割れていますが、慎重な意見と、少し自由を求める意見と、こういった提起に対して議論が進むのだと思います。前田さんが、いろいろな意見を聞いて慎重に進めなさいと言ったのは役人としての直感だと思うので、今の二つに分かれている状況を市役所側はしっかり受け止めていただいて、どうやったらいいのか、どういう道を選ぶべきかをしっかり考えていただけるとありがたいと思います。生活者の視点もあるし、旅行者の視点もあるし、そこで商売をされている人たちの視点もあるし、重層的な人たちの利害があって地域というものができていて、これをどうするかということだと思います。一つのほうに偏った判断ではないような気がします。今回はまとめなくていいので、いろいろな意見が出たということ、我々審議会として投げかけておきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

家に帰ったら、言っておくんだってと、先ほど前田さんが付け足ししましたけれども、言っておくんだってと思うことがたくさんあると思うので、もしそういうことがあったら事務局に。事務局とはメールで繋がっていると思うので、メールでご意見をお寄せください。事務局も一辺倒に何かをしようとしているわけではなくて、新潟市の成長に向かってどのような手を打てばいいのかということを考えていく延長線上での提案のような気がします。岡崎先生は、最初にご紹介いただいたようなこちら側の意見、厳しい側の意見の筆頭でもあると思います。新型コロナウイルス感染症の状況になって経済がすごく弱くなって、都市の力が落ちていった状況の中でも、都市はやはり生きて繋がっていかねばいけないので、そういった中でどのように景観を考えていくのかということは大きな課題です。50メートルが出たときに私は橋本先生の席に座っていましたので、いろいろな経緯を知っていますけれども、これをどうするかというのは、ここに集まっている皆さんが最初の口火になる意見を言うべき立場です。あの当時とは違ったメンバーが違った考え方とそれぞれのお立場でどうすべきかということは考えなければいけない。今後とも何回かこの審議会での議論があるのだらうと思います。それに向かってよく考えてください。個人の生活の立場としてどうするのか。自分が所属する組織や地域の立場としてどのように考えるべきなのか。新潟市全体を見据えたときにどうすべきかということです。

富山は富岩運河という大きな再開発をして、とてもきれいな水辺空間を作りました。しかし、

新潟は新潟として固有の作り方があるはずで、各都市にいろいろな水辺空間ができていますけれども、我々としてどう作っていくのか。それが多分、新潟にしかない優れたものになるために我々は力を尽くすべきだとも考えています。そういうことを考えながらぜひ、この提案というのはすごく大きな提案です。事務局もそう思っていると思います。我々はそういうことを受け止めて、ぜひ日常の中でよく考えていただけるとありがたいと思います。次回お会いしたときに意見が変わってもいいし、やはりそうだったということを確認されてもいいと思います。そういった議論を続けられるように、少しずつ現実はどうしていくかということが見据えられていくようにしたいと思っています。

このように私は考えていますが、このようなまとめ方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

事務局からありましたらお願いします。

(事務局)

最後に、榎谷小路も含めてということでお聞きいただければと思うのですが、都心の景観についての今後の流れということで簡単に今後のスケジュールをご説明させていただきます。次回の景観審議会では、本日のご意見などを踏まえさらに検討を進めた景観計画の改正案などにつきましてご意見を伺いたいと考えております。場合によっては、何度かご意見を頂くことも考えております。ある程度案がまとまった段階になりましたら、景観計画の変更に必要な手続きであるパブリックコメントや都市計画審議会への意見聴取を経て審議会に諮問させていただく流れとなります。さらに必要に応じて条例の改正等を行う流れとなります。ただ、このように榎谷小路と信濃川で状況がだいぶ違いますので、流れとしてはまとめてきたほうから順番に進めていくような形になると思いますので、今回の二つの案につきましては、最終的にはそれぞれになるのではないかと考えています。

(西村会長)

これは、着々と進む感じではないと考えていいのですか。

(事務局)

そうですね。あくまでも次回、特に信濃川については1回で終わると思っておりませんので、その辺は皆さんと議論させていただければと思っております。

(西村会長)

今の説明にご意見はありますか。

こういったことも少し見定めながら、それぞれのご意見をお出してください。

これで予定された議事は終了しました。事務局にお返しします。

(司 会)

長い時間にわたり熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。以上で、第 29 回新潟市景観審議会を閉会いたします。

本日頂いたご意見、ご提案について事務局で検討、また方向性を整理しまして、会長と相談のうえ、改めて次回の開催のご案内をいたします。よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。